五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ・ロ　（略）

ハ　法第四十九条の四第四項

六・七　（略）

3　（略）

（役員のために締結される保険契約）

第十五条の二　法第四十九条の五第一項に規定する農林水産省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　被保険者に保険者との間で保険契約を締結する組合を含む保険契約であって、当該組合がその業務に関連し第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該組合に生ずることのある損害を保険者が塡補することを主たる目的として締結されるもの

二　役員が第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害（役員がその職務上の義務に違反し若しくは職務を怠ったことによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって当該役員に生ずることのある損害を除く。）を保険者が塡補することを目的として締結されるもの

（組合の運営組織の状況に関する事項）

第六十六条　第六十四条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

ニ　役員と当該組合との間で補償契約（法第四十九条の四第一項に規定する補償契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項

(1)　当該役員の氏名

(2)　当該補償契約の内容の概要

ホ　当該組合が役員（当該事業年度の前事業年度の末日までに退任した者を含む。以下このホ及びヘにおいて同じ。）に対して補償契約に基づき法第四十九条の四第一項第二号に掲げる費用を補償した場合において、当該組合が、当該事業年度において、当該役員が同号の職務の執行に関し法令の規定に違反したこと又は責任を負うことを知ったときは、その旨

ヘ　当該組合が役員に対して補償契約に基づき法第四十九条の四第一項第二号に掲げる損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

ト　当該組合が保険者との間で役員賠償責任保険契約（法第四十九条の五第一項に規定する役員賠償責任保険契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、次に掲げる事項

(1)　当該役員賠償責任保険契約の被保険者の範囲

(2)　当該役員賠償責任保険契約の内容の概要（被保険者が実質的に保険料を負担している場合にあってはその負担割合及び塡補の対象とされる保険事故の概要を含む。）

四～八　（略）

五　次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ・ロ　（略）

（新設）

六・七　（略）

3　（略）

（新設）

（組合の運営組織の状況に関する事項）

第六十六条　第六十四条第二号に規定する「組合の運営組織の状況に関する事項」とは、次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　役員（直前の通常総会の日の翌日以降に在任していた者であって、当該事業年度の末日までに退任した者を含む。以下この条において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ～ハ　（略）

（新設）

（新設）

四～八　（略）